

第7章 効果的な推進体制の構築に向けて

1 基本的な考え方

これまでは区が中心となって観光振興事業を企画し、実施してきましたが、これからは民間事業者や観光NPO、商店街などの多様な観光事業の実施主体と協働しながら進めていく必要があります。

また、効果的な事業を実施していくための相互支援体制や情報連絡組織を構築することも必要です。

2 観光振興体制のあり方

(1) 区の役割

区は、産業振興や商店街振興の観点から総合的な調整を担っていくことが必要です。

このため、観光振興における計画の明確化、観光施策の計画的な実施や観光事業実施主体の育成、観光情報等の連絡体制の整備などの総合調整的な機能、区以外の実施主体では困難な事業実施等を、区が受け持っていく必要があります。

《主な役割》 総合的な観光振興計画の策定
観光事業実施主体の育成・支援・協働事業の実施
国内外に向けた観光情報発信
案内標識等の観光基盤の整備
観光資源の掘り起こしや活用へのアドバイス
区内取引きの推進
観光推進組織の設置・運営

(2) 港区観光協会の役割

港区観光協会は、昭和35年に観光資源の調査研究と保護開発、観光地や物産のPR、旅客の誘致、観光施設の改善整備や建設促進を目的に設立され、現在、ホテル、寺社、テレビ局等、約90の民間企業及び団体が加入しています。これまでに、商店街イベントの協賛や区と協働した観光事業の実施、加盟企業（ホテル等）への観光マップの配布など実施してきました。

これからは、会員のもつ観光機能と区等が実施する事業とのジョイント促進、各実施主体が行う観光事業への会員の協力要請など進めていく必要があります。また、フォトコンテストのような独自事業も必要です。

このため、区との連携強化や会員の観光振興意識の啓発など進めていく必要があります。

《主な役割》 区が行う観光振興事業と会員協力の促進（ジョイント機能）
他の実施主体による観光振興事業への協力、支援
会員によるツアーインフォメーションの発信

会員への観光振興事業の普及・啓発活動の充実
観光に関する調査、施設改善の促進

(3) 商店会の活動

商店街の発展方向は地域密着型が基本ですが、一方で、周辺にある観光資源の活用により、地域住民とのコミュニケーションや観光客への取り組みを進めていくことも一つの発展方向です。また、地域ブランドを活用した名品づくりや観光資源の復活、大使館等との協働事業など、商店街の個性に応じた地域観光資源の開発や活用が必要です。

このため、商店会組織の中に専門部会を設けたり、近隣商店会との連携など独自の観光活動のほか、他地域の大型の観光資源を訪れる観光客の誘致のための魅力づくりが必要です。

《主な活動》 地域の観光資源の開発、活用の検討
複数の商店会による広域的な観光活動の推進
観光月間事業や匠ネット等の区施策との協働
スマイル商品券の観光活用の推進

(4) 観光関連企業等の協力

ホテルやレストラン等のほか展望施設や美術館等の観光施設を保有する企業も多くあります。また、骨董通りやプラチナ通り等のブランド区域に立地する企業もあります。こうした場所を訪れる観光客に直接、情報提供を行うことは、相互に他地域への回遊性を高めることとなります。また、特定期間における割引入場等は観光客の増大を促進します。

こうしたことから、観光関連企業が果たす役割は、観光客や商店街等に直接的なメリットを及ぼすと考えられ、区や商店街等の施策と連携、協力していく必要があります。

《主な協力》 観光客への直接的な観光情報の発信
バリアフリー、街区案内等“もてなし”の充実
商店街イベント等への協力、協賛
区施策との連携

(5) 民間活力の活用

港区には、情報発信・イベント企画・販売促進等のノウハウをもつ観光NPOがあります。こうした民間活力は、専門性や情報収集ネットワーク等を持っていることから、観光振興施策の機動的な実施主体となることができ、また、民間視点での事業提案も可能なため、商店街等へのアドバイスなどの役割も期待できます。

このため、港区観光協会や観光関連企業等の協働事業の促進やジョイント機能、調整機能を担っていく必要があります。

《主な機能》 観光プレーンとして商店街事業等の促進

区や観光協会等と連携した観光施策の推進
観光施策の企画・提案、観光資源の開発
観光情報の収集、分析

(注) NPOとは

- ・「特定非営利活動促進法」(平成10年12月1日施行)に基づいて設立された社会貢献活動を目指す法人です。
- ・法人格を取得すると、法律行為(不動産の取得、銀行の口座開設、事務所の賃貸契約など)を行うことができる、団体としての責任が明確化され組織としての安定性が図られる、対外的な社会的信用が高まり寄付や助成を受けやすい、行政からの業務を受託できるなどのメリットが期待できます。

(6) 東京都・東京商工会議所港支部との連携

都区が実施する観光振興事業の役割分担を踏まえながら、施策連携の強化や宿泊税の地元還元、臨海部を巡る広域観光ルートの開発や他区の観光資源とのネットワークなど、交通ノウハウの提供を含めた形での連携を進めて行く必要があります。また、区と東京商工会議所港支部との事業連携による受発注交流や区内取引の推進、港支部を通じた会員企業への観光情報の提供や協力要請などを進めていくことが必要です。

《主な要請》 港区のプロジェクトへの参加
区施策との連携
広域的な観光ルートの開発協力
海外への情報提供の協力
宿泊税の地元還元
会員企業への観光情報の提供

3 (仮称) 港区観光推進協議会の設置

観光情報の提供や観光資源の開発・活用、サービスの向上、地域イベントの実施等を効果的に進めていくには、区、港区観光協会、商店会、観光関連民間企業、観光NPO、東京都等の多様な主体が情報交換をしながら、相互に連携して観光振興を進める必要があります。また、全区的な事業を実施する場合、人的にも相互協力が必要になります。

こうしたことから、多様な関係主体の参加による(仮称)港区観光推進協議会を設置し、協力体制を構築していきます。

図表 7 - 1 港区における観光振興体制と役割

